

令和5年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

富山市監査委員

監 第 204 号

令和6年8月27日

(宛先) 富山市長

富山市監査委員 小 沢 伊 弘

富山市監査委員 宮 本 卓

富山市監査委員 谷 口 寿 一

富山市監査委員 高 道 秋 彦

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和6年7月12日付けで審査に付された、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を富山市監査基準に準拠し、審査を実施しましたので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の方法	1
第 5	審査の結果	1
第 6	審査の概要	2
1	健全化判断比率等の状況	2
(1)	健全化判断比率	2
(2)	資金不足比率	2
2	各比率の分析等	3
(1)	実質赤字比率について	3
(2)	連結実質赤字比率について	3
(3)	実質公債費比率について	3
(4)	将来負担比率について	3
(5)	資金不足比率について	4
第 7	意見	5

(注 1) 文中の記載金額は千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入している。

(注 2) 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく審査

第2 審査の対象

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和6年7月12日から令和6年8月21日まで

第4 審査の方法

令和6年7月12日付けで市長から提出された、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要な事項については、所管部局の説明を求めて審査を行った。

第5 審査の結果

審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第6 審査の概要

1 健全化判断比率等の状況

各指標の比率はいずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化計画及び経営健全化計画の策定が義務付けられる基準には至っていない。

(1) 健全化判断比率 (単位：％)

指標名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	早期健全 化基準	財政再 生基準
実質赤字比率	— (△ 2.72)	— (△ 2.55)	— (△ 3.23)	— (△ 3.42)	— (△ 3.24)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△10.67)	— (△12.96)	— (△13.81)	— (△15.54)	— (△13.78)	16.25	30.00
実質公債費比率	8.5	7.7	7.5	8.0	8.8	25.0	35.0
将来負担比率	125.5	124.8	104.8	94.9	84.2	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「—」の表示をしている。

() 書きは実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値であり、収支が黒字であるため、負の値で表示をしている。

(2) 資金不足比率 (単位：％)

特別会計の 名称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営健全 化基準
水道事業	— (△38.1)	— (△35.1)	— (△33.3)	— (△35.0)	— (△34.8)	20.00
工業用水道事業	— (△523.1)	— (△548.7)	— (△570.6)	— (△604.7)	— (△636.3)	
公共下水道事業	— (△12.9)	— (△22.8)	— (△24.3)	— (△29.2)	— (△28.5)	
病院事業	— (△10.4)	— (△16.1)	— (△14.5)	— (△15.0)	— (△13.6)	
企業団地造成事業	— (0.0)	— (0.0)	— (△31.1)	— (△45.4)	— (△22.8)	
牛岳温泉スキー場事業	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	
農業集落排水事業	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	
公設地方卸売市場事業	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	

(注) 資金不足比率の「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。() 書きは資金不足比率の数値であり、資金の不足額がないため、負の値で表示をしている。また、(0.0)とは、収支が均衡していることを表している。

2 各比率の分析等

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、市の基本的な会計の赤字の程度を表すものである。

令和5年度の実質収支額は、3,403,906千円の黒字であり、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、市全体の会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、市全体の会計の赤字の程度を表すものである。

令和5年度の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計は、14,453,362千円の黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市債元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均で、公債費に係る財政負担の程度を表すものである。

令和5年度の実質公債費比率は8.8%で、前年度と比べ0.8ポイント上昇（悪化）したものの、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

令和5年度に上昇（悪化）した要因は、令和5年度は元利償還金の増や合併特例債等の元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減などにより、単年度の実質公債費比率が9.3%となり、令和4年度より上昇（悪化）したことによるものである。

単年度実質公債費比率は、平成28年度以降の減少傾向から令和3年度に上昇（悪化）に転じており、3か年平均の実質公債費比率においても、令和4年度に引き続き令和5年度は上昇（悪化）している。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債額から、当該負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等が将来負担すべき負債が、標準的な収入の何年分かを表すものである。

令和5年度の将来負担比率は84.2%で、前年度と比べると10.7ポイント低下（改善）し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

令和5年度に低下（改善）した要因は、基準財政需要額算入見込額の減少などがあるものの、地方債現在高が減少したこと、公共下水道事業等の公営企業債等繰入見込額が減少したこと、PFI事業の進捗により債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことに加え、標準財政規模が増加したことなどが挙げられる。

（5）資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、一般会計等の実質赤字にあたる公営企業における資金不足の程度を表す指標である。

令和5年度は、対象となる公営企業8会計のうち、資金不足額が発生した会計はなく、資金不足比率は生じていない。5会計において剰余額が生じ、その合計は10,326,605千円であり、前年度の剰余額11,075,229千円に比べ748,624千円減少した。

第7 意見

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も財政健全化計画及び経営健全化計画の策定が義務付けられる基準を下回る結果となった。

しかしながら、今後の財政状況については、国際情勢や物価高騰が社会経済活動へ与える影響など見通せない部分があり、大変厳しいものとなることが予想されている。

健全化判断指標が、いったん悪化に転じると、短期間での改善が困難であることから、現下の財政状況においては、従来にも増して財政健全化に向けた取組みが求められている。

単年度の実質公債費比率は、令和4年度に1.3ポイント上昇（悪化）し、令和5年度においても元利償還金の増などに伴い0.1ポイント上昇（悪化）した。このことから、3か年平均の実質公債費比率は、平成28年度以降は年々改善されていたが、令和4年度から悪化に転じ、令和5年度においても前年度と比べ上昇（悪化）した。

将来負担比率は、令和3年度から地方債現在高が減少していることや公営企業債等繰入見込額が減少していることにより、前年度に引き続き低下（改善）している。

これまでの公共施設整備などに伴い公債費が増加していることに加え、今後も多くの施設整備や改修が控えるなど、資金需要の増加が予想され、実質公債費比率や将来負担比率の悪化に繋がることが懸念される。

こうしたことから、計画的で適正規模の事業執行に、より一層留意していくとともに、本市は、他の中核市に比べ実質公債費比率や将来負担比率が高い水準にあることから、その要因や類似都市との比較分析を行いながら、有利な地方債の選択等について十分に検討を行うなど、引き続き地方債の適切な管理に努められたい。

今後も、本市が目指す「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現に向け、都市の魅力を高めるための各種事業や社会インフラの耐震化・老朽化対策事業などが引き続き見込まれていることから、第4期富山市行政改革実施計画等を着実に推進し、安定的な財政の健全化に向けて一層努力されたい。